

令和7年6月定例会 県土整備委員会（事前）

令和7年6月9日（月）

〔委員会の概要 県土整備部関係〕

出席委員

|      |     |    |
|------|-----|----|
| 委員長  | 木下  | 賢功 |
| 副委員長 | 嘉見  | 博之 |
| 委員   | 原   | 徹臣 |
| 委員   | 平山  | 尚道 |
| 委員   | 井下  | 泰憲 |
| 委員   | 長池  | 文武 |
| 委員   | 坂口  | 誠治 |
| 委員   | 扶川  | 敦  |
| 委員   | 川真田 | 琢巳 |

議会事務局

|          |       |
|----------|-------|
| 政策調査課副課長 | 仁木ちあき |
| 議事課係長    | 若松 章予 |
| 議事課主任    | 広田 亮祐 |

説明者職氏名

〔県土整備部〕

|                   |       |
|-------------------|-------|
| 部長                | 新濱 光夫 |
| プロジェクト担当部長        | 神原 聡  |
| 副部長               | 以西 芳隆 |
| 副部長               | 小津 慶久 |
| 県土整備政策課長          | 脇谷 浩一 |
| 建設管理課長            | 谷川 健治 |
| 用地対策課長            | 武市 元治 |
| 高規格道路課長           | 西岡 治彦 |
| 道路整備課長            | 披田 毅  |
| 道路整備課強靱化・安全対策担当課長 | 宮島 崇  |
| 都市計画課長            | 山下 賢志 |
| 都市計画課まちづくり室長      | 桂野 孝  |
| 住宅課長              | 藤本 裕幸 |
| 住宅課建築指導担当課長       | 濱 佳孝  |
| 営繕課長              | 鳳崎 竜一 |
| 営繕課プロジェクト室長       | 齋藤 実  |
| 河川政策課長            | 山本 英史 |
| 河川整備課長            | 香川 忠司 |

|               |       |
|---------------|-------|
| 砂防防災課長        | 姫氏原健司 |
| 水環境整備課長       | 細岡 卓也 |
| 港湾政策課長        | 村上 宗用 |
| 港湾政策課港湾経営担当課長 | 中本 雅清 |

---

【提出予定議案等】（説明資料）

- 議案第 1 号 令和 7 年度徳島県一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 12 号 徳島県立国府支援学校体育館棟新築工事のうち建築工事の請負契約について
- 報告第 1 号 令和 6 年度徳島県継続費繰越計算書について
- 報告第 2 号 令和 6 年度徳島県繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 11 号 損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
- 報告第 12 号 損害賠償（港湾施設事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 令和 7 年度入札・契約制度の改正及び運用の改善について（資料 1）
- 令和 6 年度県工事入札参加・受注状況について（資料 2）
- 橘港港湾脱炭素化推進計画（素案）について（資料 3、資料 4）
- 防災・減災、国土強靱化について

---

木下賢功委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（10時59分）

これより県土整備部関係の調査を行います。

この際、県土整備部関係の 6 月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることといたします。

なお、理事者各位に申し上げます。

今年度、当委員会においては、議案の説明等は着座のままでなされますよう、よろしくお願いいたします。

新濱県土整備部長

それでは、今議会に提出を予定いたしております県土整備部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

県土整備委員会説明資料の 2 ページを御覧ください。

令和 7 年度 6 月補正一般会計・特別会計予算として、歳入歳出予算、債務負担行為、その他の議案等といたしまして、請負契約、継続費繰越計算書、繰越明許費繰越計算書及び専決処分の報告でございます。

資料の 3 ページを御覧ください。1、一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

この度の補正予算につきましては、高まる災害リスクや、緊急性を増すインフラ老朽化

に対応する社会基盤整備を切れ目なく推進するための事業費を計上しております。

表の下から3段目、計の欄を御覧ください。

左から3列目の補正額の欄に記載しておりますとおり、県土整備部合計で44億1,998万2,000円の増額をお願いしております。

その右隣の計の欄には補正後の額を記載してございますが、688億7,512万9,000円となっております。

また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載してございます。次に、4ページを御覧ください。特別会計でございます。

今回、特別会計の補正はございません。

5ページを御覧ください。

このページから12ページにかけましては、補正予算に係る課別の主要事項説明でございます。

まず、高規格道路課でございます。

国直轄事業負担金として、2億8,474万円の補正をお願いしております。

6ページを御覧ください。道路整備課でございます。

緊急地方道路整備事業費として、21億1,000万円の補正をお願いしております。

7ページを御覧ください。都市計画課でございます。

公園整備事業費として、10億4,842万2,000円の補正をお願いしております。

8ページを御覧ください。河川政策課でございます。

国直轄事業負担金など、合計1億6,656万2,000円の補正をお願いしております。

9ページを御覧ください。河川整備課でございます。

河川管理施設長寿命化事業費など、合計2億1,500万円の補正をお願いしております。

10ページを御覧ください。砂防防災課でございます。

総合流域防災事業費など、合計2億50万円の補正をお願いしております。

11ページを御覧ください。水環境整備課でございます。

上水道施設整備管理指導費として、4,500万円の補正をお願いしております。

12ページを御覧ください。港湾政策課でございます。

国直轄事業負担金や港湾海岸保全施設整備事業費など、合計3億4,975万8,000円の補正をお願いしております。

13ページを御覧ください。債務負担行為でございます。

水環境整備課のさきに御説明した補正提案と併せて行う水道施設強靱化支援事業費に係る補助金につきまして、限度額の欄に記載の額の債務負担行為を設定するものでございます。

2、その他の議案等でございます。

14ページを御覧ください。（1）請負契約でございます。

ア、徳島県立国府支援学校体育館棟新築工事のうち建築工事に係る請負契約でございます。一般競争入札により、資料に記載の共同企業体が落札いたしましたので、御承認をお願いするものでございます。

15ページを御覧ください。（2）一般会計の令和6年度継続費繰越計算書でございます。高規格道路課の大鳴門橋自転車道設置事業ほか4件につきまして、継続費により事業を

進めております。

表の最下段、左から 5 列目の令和 6 年度継続費予算現額の計の欄、92 億 221 万 9,000 円に対し、更に右へ 3 列目の翌年度繰越額の欄に記載の 38 億 8,198 万 7,105 円が繰越額となったものでございます。

16 ページを御覧ください。

特別会計の令和 6 年度継続費繰越計算書でございます。

港湾政策課の徳島小松島港荷役機械整備事業につきまして、継続費により事業を進めております。

表の最下段、左から 5 列目の令和 6 年度継続費予算現額の計の欄、2 億 7,000 万円に対し、更に右へ 3 列目の翌年度繰越額の欄に記載の 1 億 6,200 万円が繰越額となったものでございます。

17 ページを御覧ください。（3）令和 6 年度繰越明許費繰越計算書でございます。

昨年度の定例会におきまして、繰越予定額の議決を頂いたところでございますが、その後も年度内の工事進捗に努め、それぞれお認めいただいた額の範囲内で繰越額が確定いたしました。

このページから 20 ページにかけましては、一般会計における課別の繰越明許費の状況を記載しております。

20 ページを御覧ください。

表の最下段、左から 3 列目の翌年度繰越額の欄に記載のとおり、県土整備政策課ほか 10 課の合計額につきましては、330 億 7,142 万 3,640 円となっております。

21 ページを御覧ください。特別会計の繰越明許費でございます。

公用地公共用地取得事業特別会計における繰越額は、表の最下段、左から 3 列目の翌年度繰越額の欄に記載のとおり 1 億 3,610 万 3,457 円となっております。

また、港湾等整備事業特別会計における繰越額は、表の最下段、左から 3 列目の翌年度繰越額の欄に記載のとおり 2 億 8,681 万 2,209 円となっております。

これら繰越明許費につきましては、関係機関等との調整に不測の日数を要したことなどから、やむを得ず繰り越すものでございます。

繰り越しいたしました事業につきましては、事業効果を発現できますよう早期完成に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

22 ページを御覧ください。

このページから 23 ページにかけましては、（4）専決処分の報告についてでございます。

ア、道路事故の損害賠償額の決定と和解に係る専決処分の報告について記載しております。

徳島市地内の県道鮎喰新浜線などで発生しました道路事故 4 件につきましては、それぞれ記載の賠償金額で和解が成立しましたので、専決処分を行ったものでございます。

23 ページを御覧ください。イ、港湾施設事故の損害賠償額の決定と和解に係る専決処分の報告について記載しております。

小松島市地内の徳島小松島港和田島地区で発生しました港湾施設事故 1 件につきまして、記載の賠償金額で和解が成立しましたので、専決処分を行ったものでございます。

以上で、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、4 点御報告させていただきます。

お手元に御配布の資料（その 1）を御覧ください。

1 点目は、令和 7 年度入札・契約制度の改正及び運用の改善についてでございます。

1 ページを御覧ください。

入札・契約制度につきましては、県議会での御論議や徳島県入札監視委員会・入札制度検討部会からの提言を踏まえて改正し、原則 5 月 1 日から適用しております。

主な改正点につきましては、まず、1、持続可能な建設産業の構築、担い手確保としまして、働き方改革の推進の観点から、中央の実施内容の欄でございますが、（1）週休 2 日の質の向上について、土木工事においては、月単位の週休二日の経費を計上した当初発注を行い、完全週休二日を達成した場合は、経費加算と工事成績評定で加点するとともに、営繕課発注工事においては、通期の週休二日の経費を計上した当初発注を行い、月単位の週休二日を達成した場合は、経費加算と工事成績評定で加点を行います。

また、（3）重層的下請構造の改善について、下請次数を制限したモデル工事を試行します。

次に、建設企業の適正な評価の観点から、（1）建設企業の評価の見直しについて、③業界全体の企業力の底上げを図るため、令和 9 年度の格付けから土木一式工事の格付点数の下限値を、特 A 等級は 1,400 点とするとともに、A 等級は 820 点、B 等級は 710 点に引き上げます。

2 ページを御覧ください。

地域の実情に応じた入札方式の適用の観点から、（1）総合評価落札方式の見直しについて、①企業育成の観点から、土木一式工事の一部において評価基準を緩和した企業育成型を試行するとともに、②地域の対応力強化を図るため、過疎地域等の土木一式工事において、応急工事に関する協定書等に基づき路線管理を行う企業を旧市町村単位で評価加点します。

3 ページを御覧ください。

左側の 2、インフラ D X の加速においては、生産性の向上の観点から、（1）i-Construction の推進について、① I C T 活用工事（土工）の発注者指定型の対象を拡大し、採用しない場合は工事成績評定で減点を行います。

また、② I C T 活用工事（擁壁工、舗装工）を受注者希望型の対象に追加するとともに、③令和 8 年 5 月以降に指名通知又は入札公告を行う案件から、I C T 活用工事（土工）の発注者指定型に、内製化に取り組む内製化チャレンジ型を新設します。

4 ページを御覧ください。

左側の 3、県土強靱化・レジリエンスの加速においては、県土強靱化事業の迅速な執行の観点から、（1）設計金額の事前公表の見直しについて、事前公表を全ての工事に拡大します。

次に、左側の 4、建設産業への支援では、令和 7 年度におきましても、（1）県内企業への優先発注等を推進するとともに、（2）講習会の実施等により建設企業をしっかりと支援してまいります。

続きまして、お手元に御配布の資料（その 2）を御覧ください。

2 点目は、令和 6 年度における県工事企業入札参加・受注状況についてでございます。

県発注工事の受注状況がまとまり、全工事の上位50者及び主要工種別の上位者については資料のとおりでございます。

続きまして、お手元に御配布の資料（その3）を御覧ください。

第3点目は、橘港港湾脱炭素化推進計画（素案）についてでございます。

計画の概要といたしまして、国の2050年のカーボンニュートラルへの取組の一環として、港湾分野におけるカーボンニュートラルポート（CNP）の形成を推進し、生産事業者や物流事業者などと連携した計画策定が必要となっております。

策定中の橘港港湾脱炭素化推進計画素案の概要としましては、計画期間を2050年までとし、目標につきましては、令和6年3月に策定された徳島県GX推進計画に合わせ、CO<sub>2</sub>排出量削減目標を設定しております。

基準年の2013年度に対し、中期目標として2030年度は50%減、長期目標として2050年に100%減としております。

温室効果ガスの排出量削減に向けた主な事業としましては、生産事業者や物流事業者とともに、グリーン電力購入、太陽光発電、照明のLED化などを推進してまいります。

今後のスケジュールにつきましては、県議会での御論議を踏まえ、7月からパブリックコメントを実施し、11月頃の計画の策定・公表に向け進めてまいります。

なお、徳島小松島港につきましては昨年度計画を公表しており、今回の橘港の計画策定に伴い、県内の重要港湾2港での脱炭素化推進計画は、策定が完了することとなります。

計画事業の全体といたしましては、資料（その4）をお付けしております。

次に、資料はございませんが、第4点目は、防災・減災、国土強靱化についてでございます。

去る6月6日、政府において第1次国土強靱化実施中期計画が閣議決定されましたので、御報告いたします。

この国土強靱化実施中期計画については、最終年度を迎える防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策以降も、中長期的な見通しの下、対策を推進するため、令和5年6月に改定された国土強靱化基本法において策定を法制化されたものでございます。

この度の策定は、昨年度当委員会からの御発意により、防災・減災、国土強靱化対策の強力な推進を求める意見書を提出いただくなど、多大な御尽力を賜った県議会の皆様をはじめ、市町村や市町村議会の方々が一つとなって、政府・与党に対し繰り返し要望活動を行っていただいた成果であり、今後はこの計画の下、県民の皆様の安心・安全確保に取り組んでまいります。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

木下賢功委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

原徹臣委員

本年度もよろしくお願いします。

先ほど新濱部長から報告がございました国土強靱化についてお伺いしたいと思います。

国土強靱化に関しては、昨年 6 月議会で我が会派の須見議長からの提案により意見書を提出した経緯もあり、今回、第 1 次国土強靱化実施中期計画が閣議決定されたことは、本当に非常に喜ばしいことでございます。

まず、国土強靱化実施中期計画が策定された経緯についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

脇谷県土整備政策課長

ただいま原委員より、この度の国土強靱化実施中期計画の策定に係る経緯について御質問を頂いております。

防災・減災、国土強靱化につきましては、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 か年緊急対策でございますとか、令和 3 年度から令和 7 年度までの現在の 5 か年加速化対策が策定されまして、国や地方におきまして取組が進められているところでございます。

これまでの 3 か年緊急対策、あるいは 5 か年加速化対策につきましては、法的根拠を有していないものであり、大規模地震・津波でありますとか気候変動など自然災害のリスクが高まる中、令和 5 年 6 月に強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（国土強靱化基本法）が改正され、国土強靱化実施中期計画を策定することが法制化されまして、これに伴い中長期的な見通しに基づきまして、国土強靱化に関する施策を法的根拠を持った上で、計画的かつ着実に推進できることとなったところでございます。

こうした背景の中、国土強靱化実施中期計画につきましては、早期かつ確実に策定されることを求めるため、昨年度、県議会の皆様をはじめ市町村あるいは市町村議会の皆様方とワンチーム徳島で取り組んできた結果、先週 6 日に計画期間を令和 8 年度から 12 年度までの 5 か年とすることとした第 1 次国土強靱化実施中期計画が閣議決定されたものでございます。

原徹臣委員

法律に基づき計画が策定され、今後は計画的かつ安定的に防災・減災、国土強靱化に取り組んでいただけるとのことで安心しました。

ただ、重要なのは計画の中身でございまして、今回の計画はどのような考えで策定され、どのような点でこれまでと異なるのか、それと第 1 次国土強靱化実施中期計画の内容についてお伺いしたいと思います。

脇谷県土整備政策課長

続きまして、これまでとどのような点が異なるのかという点と、今回の計画の内容についての御質問でございます。

今回策定されました第 1 次国土強靱化実施中期計画につきましては、これまで実施してきました 5 か年加速化対策等の効果を評価するとともに、昨年の能登半島地震など、近年の自然災害の教訓を踏まえた上で、気候変動や老朽化の進行など災害外力・耐力の変化へ

の対応、人口減少等の社会情勢の変化への対応、また担い手不足など事業実施環境の変化への対応といった三つの変化への対応を重要視して、国土強靱化施策を推進することを基本的な考え方とするものでございます。

具体的な計画内容といたしましては、まず実施期間は令和8年度から令和12年度までの5か年間とすること、また計画期間内に推進が特に必要となる施策といたしましては、従前からの国道、高規格道路のミッシングリンクの解消や、流域治水の推進などの施策に加え、今回新たに能登半島地震の教訓や埼玉県での道路陥没事故などを踏まえた上下水道の耐災害性強化、それから地域の防災向上に資する空き家等の除却や活用といったことなどが位置付けられております。

その実施規模でございますけれども、今後5か年間でおおむね20兆円強程度をめどとされているところでございます。

このうち実施規模に関しましては、近年の物価変動などの教訓を踏まえまして、今後の資材価格や人件費の高騰等の影響につきましては、予算編成の過程におきまして適切に反映するとした上で、対策の初年度につきましては経済情勢等も踏まえ、速やかに必要な処置を講じることとされているところでございます。

#### 原徹臣委員

近年の様々な情勢変化を踏まえた上で、物価高騰などへの柔軟な対応を考慮した計画であるのは理解できました。

この計画が実行されれば、県民の安心・安全度は更に高まると期待するところでございます。大切なのは、いつから開始され、確実に実行されるかだと思います。

今後、第1次国土強靱化実施中期計画が確実に実行されるよう、県としてどのように取り組んでいくのか伺いたいと思います。

#### 脇谷県土整備政策課長

県としてどのように取り組むのかといった御質問でございます。

御承知のとおり、本県におきましては県南部における高規格道路のミッシングリンクの解消でございますとか、気候変動への対応に向けました吉野川、那賀川でのダム再生をはじめとした流域治水の推進や、日常の生活を支える道路橋梁、上下水道など、生活インフラへの老朽化対策などのインフラ整備はまだまだ道半ばというところで頑張っているところでございます。

こうした県土強靱化の取組の推進は、災害から県民の命と暮らしを守りまして、地域の可能性や成長力を引き出し、経済波及効果をもたらすものでございます。

県といたしましては、第1次国土強靱化実施中期計画の実効性の担保でございますとか、早期の具現化に向けまして、市町村をはじめ関係団体との連携を図りまして、機会あるごとに政府・与党に対し地域の声を届け、県民の皆様の安全度のみならず、魅力度の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

#### 原徹臣委員

県の意気込みはよく分かりました。



今回の実施中期計画策定により、新たな国土強靱化が確実に実行されるよう、新たな国土強靱化が始まることに期待しております。

引き続き、県民の皆様の安心・安全度の確保に向け、しっかり県と連携を図ってまいりたいです。よろしくお願いします。

平山尚道委員

私からは、今回の補正予算に計上されております上下水道施設“事前防災対策”緊急支援パッケージの内容について聞かせていただきます。

事業の概要ではメニューが幾つか分かれておりますが、まずは配水池の耐震化について教えてください。

細岡水環境整備課長

ただいま、配水池の耐震化について御質問を頂いております。

去年の能登半島地震では、水道施設の被災による長期断水やトイレなどの不衛生な環境による災害関連死といった課題が浮き彫りになりました。

そこでこれらの課題に対し、水道施設である配水池であって、病院や学校などにつながる、いわゆる急所施設の耐震化や下水道への接続など、災害時の適切な汚水処理に向けて、上下水道に対する一体的な事前防災対策への支援制度を補正予算で創設するものでございます。

配水池の耐震化については、発災後72時間の地域住民が使用する飲料水の確保が重要であります。これを前提とした上で災害時の広域避難を行うため、近隣市町村へも提供できる市町村を対象としております。

補助額につきましては、1か所当たり上限1,200万円とし、この補助に関しては、昨年度に危機管理部で制度構築した市町村自らが防災・減災対策を加速化するための防災基金へ積み立てるスキームと合わせているところでございます。

具体的には、県からの支援額は、配水池の耐震化を行った市町村がほかの防災事業を含めて自らが行う防災事業へ、その額を活用できるものでございます。支援期間は令和9年度までの3か年を想定しております。

この支援を通しまして、配水池の耐震化を加速させるとともに、被災直後からの命の水の確保に努めてまいります。

平山尚道委員

発災後の72時間の命をつなぐ水を確保するためということで、非常に重要な支援であることが分かりました。

次に、災害時の適切な汚水処理に向けた支援について伺いたいします。

細岡水環境整備課長

汚水処理に向けた支援についての御質問でございます。

まず、災害への備えとして、上下水道の安全性を一体的に高めていく必要がございます。そこで、配水池や管路などの水道施設の耐震化を実施、加速する市町村を対象に、所有

者が行う下水道接続工事に対する市町村補助と同額を支援するものでございます。

この一步進めた取組を通して、防災の観点及び生活環境の改善に向け、流域下水道などの接続率向上に努めてきた市町村を更に後押しいたします。

また、単独浄化槽から合併浄化槽への転換に向けては、従前から実施しております転換、撤去、配管工事などへの支援について、合併浄化槽の地震に対する耐災害性が改めて評価されたことなどを受け、県民のニーズが高まっていることを踏まえ、これら全てに応えるべく当初予算からの増額を実施するものでございます。

平山尚道委員

汚水処理の適正化に向けた今回の支援、非常に有り難く思っております。

最後に、この度の上下水道の支援の対象となる市町村について伺いたいと思います。

細岡水環境整備課長

支援の対象となる市町村についての御質問でございます。

配水池の耐震化の対象市町村につきましては、一部の市町は国の支援対象外であります。今回、こうした市町において急所施設の耐震化を加速させることを目的として、美馬市や美波町など12市町を対象としております。

次に、下水道への接続支援につきましては、下水道事業を実施している鳴門市や阿南市など13市町を対象としております。合併浄化槽への転換は、県内24市町村全てが対象でございます。

なお、今回の新たな支援制度につきましては、各市町村における支援の考え方も異なることから、しっかりと皆様の意見を聞いた上で進めてまいります。

今後とも各市町村の皆様と連携し、安心・安全を高めてまいります。

平山尚道委員

配水池の耐震化に関しては、国の支援対象外の市町村ということでもありますので、有り難いことでございますし、合併浄化槽への転換に関しては県内全ての市町村が対象ということございまして、安心・安全につながるものであると思います。

大規模災害が発生した場合は、命の水の安定供給や公衆衛生の確保によって、県民の生活の維持や社会経済活動への影響を最小限にとどめる必要がございます。

引き続き市町村と連携を図り、また県民の皆様にとしっかりと周知をしていただき、上下水道に関わる事前防災対策を進めていただくことを要望いたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。

扶川敦委員

配水池のことを私も聞きたいんですけど、その前に、説明があった国土強靱化の予算ですけれども、徳島県は20兆円あったら大体100分の1ぐらいですかね。この割り当てられる予算はどれぐらいなのか。

脇谷県土整備政策課長

予算規模というのはこれからでございますけれども、県といたしましては、この度の計画の実効性の担保でございますとか、早期の具現化、予算化に向けまして、これからも市町村と共に、しっかりと国に県民の声、地方の声を届けてまいりたいと考えているところでございます。

#### 扶川敦委員

できるだけたくさんもらおうということなんでしょうけど、規模を知りたかったのです。国土強靱化の中に、高規格道路、上下水道の中に一つ、この新しい事業が入っているわけです。

例えば、徳島市でも話題になっている連続立体交差などは、鉄道が消防署や警察署と市役所を分断しています。立体交差のあそこに津波が来て物や水がたまったら、東西に抜けられなくなります。

避難路の確保という意味でも、防災対策として鉄道高架は役に立ちます。元々鉄道高架している所について、駅の部分もそうですけど、車両基地は今のままだと浸水します。調べたらマイナス 3 m。3 m の浸水が予想される所に車両基地がありますから。

鉄道高架して線路が上がっていけば、そういう所にがれきはかぶりませんから、防災上非常に役に立つんですよ。牟岐線のために高架するんじゃないのです。徳島市内の防災対策にも非常に重要な事業なんです。

それについてもきちんと進めてほしい。特に南のほうは反対意見が強いですけど、今申し上げたような所、防災上非常に重要な所についてはしっかり進めていただきたい。

それにこの国土強靱化の予算を活用させていただけるのであれば、手を挙げていただきたい。そういう可能性があるかどうか教えてください。

#### 桂野都市計画課まちづくり室長

ただいま扶川委員より、鉄道高架事業が国土強靱化の補助の対象になり得るのかどうかという御質問を頂いております。

鉄道高架事業につきましては昨年、御存じのとおり 11 月定例会で、これまでの課題でありました回送列車の踏切遮断時間の増加でありますとか、回送コスト増加などの課題の解消を図ることができるとして、旧文化センター跡地への車両基地移設を含む新しい鉄道高架計画を御報告させていただいたところでございます。

これをもって昨年の 12 月末より、まちづくりの主体であります徳島市及び鉄道事業者である JR 四国の 3 者におきまして、新しい鉄道高架計画の内容について改めて共有しまして、鉄道高架事業や関連するまちづくり計画などについて協議を行っているところでございます。

委員御指摘のとおり、鉄道高架事業につきましては、防災的な観点からも進めるものであると認識しております。

現在、車両基地の移設場所、まちづくりの検討方針や鉄道高架事業の進め方につきまして議論を深めているところでございまして、それぞれの取組の対応案がまとまり次第、議会にも報告させていただいて、議会での御論議を経て、対応方針について 3 者の合意形成を図り、有効的かつ進捗を図れます事業制度を有効活用して、鉄道高架事業に取り組んで

まいりたいと考えております。

#### 扶川敦委員

連続立体交差は、まちづくりにとっても非常に大きな要素。ここの所管ではありませんからここでは聞きません。明日のまちづくり・魅力向上対策特別委員会で聞きますけど、アリーナが今問題になっていますが、それをどこに置くかということにも関わってくると思います。

駅北と駅南の人の流れを妨げている鉄道車両基地がどうなるかということは、アリーナをどこに設置するかというような、まちづくりにとっても非常に重要な問題ですから、そういう観点でもしっかりと、ばらばらのものとして捉えるんじゃなくて、一体のものとして考えていくべきだと思います。そういう観点で進めていただきたいとまず最初に申し上げておきたいと思います。

それで上下水道施設“事前防災対策”緊急支援パッケージ事業ですが、この配水池への耐震化の支援をやるためには、先ほどから質疑があったように、下水道の接続経費の支援であるとか、合併浄化槽の転換に要する経費を支援する、対象ソースを増やすとか、そういうことをやれば、これも補助するということなんです。

そもそも配水池というのはどういうものなのか、ちょっとイメージが湧かなくて、山の上にあるタンクのような物なのか、県下に、市町村に何箇所ぐらいあったりするのか、どういう所をこれから今後の事業の対象としていくべきなのか、箇所数がどのぐらいあるのかイメージを教えてください。

#### 細岡水環境整備課長

ただいま、配水池についての御質問を頂いております。

配水池は上水を常時蓄える施設でございます、一般的には外部からの汚染を防ぐ水密性の高いコンクリート構造で造られております。

その数でございますが、市町村が耐震化を必要としている急所箇所の上水道の配水池については、県内に137か所ございます。

その耐震化につきましては、せん断補強を実施してコンクリートの増し打ちを行って補強するものなどがあるということでございます。

#### 扶川敦委員

上水道で137か所あるんですね。

応急給水というのも書かれているようですが、例えばそのタンクから、蛇口みたいなものを付けて応急的にそこから水を取ったりできて、被災して水道が使えなくなった所に運ぶとか、そんなイメージですか。

#### 細岡水環境整備課長

ただいま、応急給水についての御質問を頂きました。

災害により管路が被災した場合におきましても、配水池が機能していれば、重要な給水拠点として、給水車で学校や病院などに給水が可能となりまして、応急給水をするという

こととございます。

扶川敦委員

そうすると給水車が必要ですね。それは県土整備部の所管じゃないのですかね。そういうものにきちんとつなげるような仕組みを作っていくということなんでしょうね。

国の支援対象外について、もう少し教えてください。

細岡水環境整備課長

国の補助が受けられないことについての御質問と思います。

国におきましては、市町村の水道事業は公営事業であることから、国の補助の対象となるには一定の要件が設けられております。

まず、安価に水を供給している施設については補助対象としておらず、取水及び送水にお金が掛かるといわれております、1 m<sup>3</sup>当たり90円以上の資本単価となる市町村の水道事業を補助事業の対象としているところでございます。

扶川敦委員

そうすると、徳島県は安い所が多いということですね。だから、補助対象になってない所も多いので補助していこうということなんですね。

下水道の接続費用の支援とかをするということですが、今、接続率が非常に低いこともあって、この配水池の整備事業、改修事業をセットにすることで促進していこうというような狙いもあるのですか。

細岡水環境整備課長

下水道の接続につきましては、水道事業の耐震化を行っている所を対象としておりまして、水道の耐震化と下水道の接続をセットで考えておりまして、そういった事業にしております。

扶川敦委員

接続率は直接関係ないですね。

確かに水道がしっかりしていないと、水洗トイレを流そうと思っても流せません。台所も使えません。そういう意味ではセットなのでしょうけど。

配水池がしっかりしていて水道管路のほうが悪ければ、そもそもこの応急給水は要らないわけですが、大元の水道の耐震化率が非常に低いと言われていますが、状況はどうなっていますか。

細岡水環境整備課長

水道の耐震化についての御質問でございます。

令和4年度末の耐震化率は29.1%でございます。

扶川敦委員

これをやろうと思ったら相当な投資が要るので、取りあえずどこでも今、全国そうすけれども、災害が起こったときに応急給水をしておこうと、そういうことなんですね。

しかし長期的に見るならば、本来は、応急給水は不便ですから水道管を計画的に改修していく必要がある。それについては、今後どのように取り組まれるのですか。

細岡水環境整備課長

水道の耐震化について、どのように進めるかという御質問でございます。

水道事業というのは全て市町村事業でございます。市町村におきまして計画的に耐震化を進めていくということで、国の補助が適用される所については国の事業として耐震化を進めていただくと。それ以外の所につきましては、今回の支援制度などを活用しまして耐震化を進めていただくということで、今後、県と市町村が連携しながら進めてまいりたいと思っております。

扶川敦委員

ということは、今回の事業は配水池だけでなく水道管の改修で、国の補助の対象とされないものについても支援があるのですね。

細岡水環境整備課長

今回の支援制度につきましては、配水池については耐震化の事業でやっているわけですが、下水道への接続については水道の耐震化を行うことを要件としておりますので、そういったことで水道の耐震化も進めていただきたいと、このように思っております。

木下賢功委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で県土整備部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時44分）